

鳥取県統計調査員確保対策要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、国及び県が行う統計調査を円滑に実施するため、市町村長が統計調査員の候補者を登録する際の登録制度及びその他の事項について定めることを目的とする。

（登 録）

第2条 統計調査員になろうとする意思を有する者は、登録調査員登録申出書（様式第1号）を市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申出を受けた場合において、申出者が次条に定める登録要件に該当すると認めたときは、登録調査員登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）に登録するものとする。

3 前項の登録の有効期間は、3年とする。ただし、再登録をさまたげない。

4 市町村長は、登録をした者（以下「登録調査員」という。）に対しては、その登録番号及び登録年月日を通知するものとし、登録をしなかった者に対しては、その理由を示してその旨を通知するものとする。

（登録要件）

第3条 登録調査員として登録できる者の要件は次の各号のとおりとする。

- （1）心身ともに健全であること。
- （2）統計に関し理解と熱意を有し、調査事務に責任を持って従事することができる状態であること。
- （3）統計調査に便利な地に居住又は勤務していること。
- （4）調査により知り得た秘密を守ることができることと認められること。
- （5）現に税務又は警察に関する事務に従事していないこと。
- （6）年齢が原則として満20歳以上であること。
- （7）その他統計調査員としてふさわしくない資質を有していないこと。

（登録調査員の確保）

第4条 市町村長は、各市町村の実情に応じた数の登録調査員を確保するよう努めるものとする。

（募 集）

第5条 登録調査員の募集は、市町村の広報紙等による公募、統計調査員等からの推薦に基づく依頼その他市町村長が適当と認める方法により行うものとする。

（登録事項の変更）

第6条 登録調査員は、登録カードの記載事項に変更を生じたときは、登録調査員登録事項変更届出書（様式第3号）を市町村長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 登録調査員は、その登録の取り消しを求めようとするときは、登録調査員辞退届出書（様式第4号）を市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の届出書を受理したとき、又は登録調査員が第3条に定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

3 第2条第4項後段の規定は、前項の場合に準用する。

（統計調査員の候補者の推薦）

第8条 市町村長は、国又は県から統計調査員の候補者を推薦するよう依頼を受けたときは、当該調査業務に適すると思われる資質、適性等を考慮して候補者を推薦するものとする。

2 市町村長は、前項の推薦をするときは、特別の事情がない限り登録調査員を優先して推薦するものとする。

（知事及び市町村長の責務）

第9条 知事及び市町村長は、登録調査員の資質の向上を図るため、研修会その他必要な措置を計画的に実施するものとする。

（登録調査員の責務）

第10条 登録調査員は、知事又は市町村長等が開催する研修会に積極的に参加するとともに、統計調査員に必要な知識の修得に努めなければならない。

（市町村長の報告義務）

第11条 市町村長は、登録調査員の登録状況等について、別に定める様式により毎年4月10日までに知事に報告するものとする。

（登録カードの保管、情報の提供）

第12条 登録カードは、市町村長が保管するものとする。

2 市町村長は、国又は県が実施する統計調査に関連して、国又は県から照会があった場合には、登録カードに登録された登録調査員の氏名等の情報を提供するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年2月10日から適用する。

（経過措置）

2 改正前の鳥取県統計調査員確保対策要綱の規定により作成されている登録カードは、改正後の鳥取県統計調査員確保対策要綱（以下「新要綱」という。）の規定に関わらず、新要綱に定める登録カードとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から適用する。

様式第 1 号

登 録 調 査 員 登 録 申 出 書

() 市町村長 様

統計調査員となることを希望するので、鳥取県統計調査員確保対策要綱第 2 条の規定により申出をします。
なお、登録後に国又は県が実施する統計調査に関連して、国又は県から照会があった場合に、登録調査員登録カードに登録された氏名等の情報を提供されることに同意します。

年 月 日

氏 名 _____

ふりがな 氏 名		生 年 月 日	昭・平 ・ 生		性 別	男 ・ 女
現住所	(〒 -)					
職 業		勤務先				
勤務先 住 所	(〒 -)					
連絡先	自宅・勤務先 電話番号		F A X 番 号			
	携帯電話番号					
希望する 地 域						
希望する 時 期						
希望する 調査種類						

- 記入上の注意
- 1 氏名については、住民票等に記載されている氏名を記入してください。
 - 2 連絡先については、日中に連絡を取ることのできる番号を記入してください。

様式第2号

(表 面)

登 録 調 査 員 登 録 カ ー ド

市町村名

登録番号		登録年月日 . . (登録抹消年月日 . .) (抹消理由 :)
------	--	---------------------------------------

ふりがな 氏 名		生 年	昭・平	性 別	男 ・ 女
		月 日	. . 生		
現住所	(〒 -)				
職 業		勤務先			
勤務先 住 所	(〒 -)				
連絡先	自宅・勤務先		F A X		
	電 話 番 号		番 号		
	携帯電話番号				
登 録 経 路	1 公募に対する応募 2 推薦 3 本人申込み 4 その他	属 性	1 統計調査員経験者 2 元公務員 3 その他	受 賞 実 績	
				受賞年月日	表 彰 名
希望する 地 域					
希望する 時 期					
希望する 調査種類					

(裏 面)

統 計 調 査 従 事 記 録

調査年月日	統 計 調 査 名	指導員・ 調査員別	任 期
		指・調	
		指・調	
		指・調	
		指・調	

様式第 3 号

登録調査員登録事項変更届出書

() 市町村長 様

下記のとおり登録事項に変更が生じましたので、鳥取県統計調査員確保対策要綱第 6 条の規定により届出をします。

年 月 日

住 所
氏 名 _____

—

(変更事項)

項 目	変 更 前	変 更 後

様式第 4 号

登録調査員辞退届出書

() 市町村長 様

年 月 日付けをもって、登録調査員の登録の取消しを希望しますので、鳥取県統計調査員確保対策要綱第 7 条の規定により届出をします。

年 月 日

住 所
氏 名 _____